

### 3 持続可能な開発のための教育（E S D）

E S D国内実施計画（平成 27 年E S D関係省庁連絡会議決定）では、持続可能な開発のための教育（E S D）を次のように示しています。

#### 持続可能な開発のための教育（E S D）

人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等、人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を、各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むことで、それらの問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、もって持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動

また、第五次環境基本計画（平成 30 年4月閣議決定）には、「環境教育・環境学習については、E S Dの考え方を踏まえ、環境教育等促進法及び同法により国が定める基本方針に基づいて持続可能な社会づくりの担い手として必要な資質能力等を着実に育成する。」と明記されており、E S Dの考え方を踏まえた「環境教育・環境学習等の推進」が示されています。

さらに、環境教育等促進法基本方針（平成 30 年6月閣議決定）においても、「一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。」と明記されており、「私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全」として、意識の変革や主体的な取組の必要性が示され、持続可能な社会の構築を目指したE S Dの視点に立った環境教育の充実が求められています。



ESDの概念図